

前払金の預託等に関する申出書

当共同企業体は、今回保証申込をする公共工事の前払金にかかる預託方法等について、構成員全員の合意に基づき、下記のとおり取り扱うこととしたので申し出ます。

なお、保証契約にあたり以下の事項を承諾します。

- ① 前払金を各構成員に分割せず、共同企業体として一括して預託、払出しする場合
万一構成員が自己の責に帰すべき事由により当共同企業体を脱退し、残存する他の構成員が当該工事を完成したとしても、貴社には残存する他の構成員に対する支払金の支払義務がないこと。
- ② 前払金を各構成員に分割し、各構成員がそれぞれ預託、払出しする場合
万一構成員が自己の責に帰すべき事由により当共同企業体を脱退し、残存する他の構成員が当該工事を完成した場合において、貴社から支払金の支払いを受けるときは、別記の「共同企業体の構成員に対する支払に関する特約条項」に基づくこと。
ただし、一旦各構成員に分割預託した前払金を代表者が共同企業体出資金請求に基づき構成員から戻し入れを受ける場合において、代表者以外の構成員が脱退したときは、同「特約条項」第1条に定める支払限度額から当該構成員より受領済みの前払金額を控除すること。
- ③ 「当共同企業体の責に帰すべき事由」により請負契約が解除され、または工事完成保証人に履行請求がなされた場合
前払金の預託方法にかかわらず、各構成員は連帯して前払金返還債務を履行することとし、また、貴社が保証債務を履行した場合は各構成員が連帯して貴社の求償に応ずること。
- ④ 契約保証特約を付す場合
「当共同企業体の責に帰すべき事由」により請負契約が解除され、貴社が契約保証特約に基づく特約保証金を支払ったときは、各構成員は自己の出資または分担割合の如何にかかわらず、支払われた特約保証金の全額につき連帯して貴社の求償に応ずること。

記

1. 保証申込工事の内容

発注者	大阪府知事		
工事名	府営住宅上町団地建築工事(2工区)		
請負金額(総額)	100,000,000 円	工期	自 令和 2 年 4 月 3 日 至 令和 2 年 9 月 12 日

2. 前払金の預託方法(ア、イ、ウのいずれかに○をつけてください)

<input type="checkbox"/> ア 一括して預託し、各支払先に支払う方法
<input checked="" type="checkbox"/> イ 各構成員に分割して預託し、構成員それぞれが各支払先に支払う方法
<input type="checkbox"/> ウ 各構成員に分割して預託し、出資金として共同企業体支払口座(または代表者支払口座)に戻し入れたうえで各支払先に支払う方法

3. 前払金の分割および預託の内容(2においてイまたはウを選択した場合にご記入下さい)

構成員名	分割割合※ (出資または 分担割合)	預託金融機関・店舗名	別口普通預金 (前払金専用) 口座番号
〇〇建設株式会社	60 %	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇〇〇
〇〇建設株式会社	40 %	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇〇〇
	%		
	%		

※ 分割する場合は、共同企業体協定書に定める出資割合または分担工事額の割合以外は認められません。

4. 「増額分の前払金」「中間前払金」および「次年度以降の前払金」の取扱について

当該工事において、前払金が増額された場合の「増額分の前払金」、「中間前払金」および当該工事が複数年度にわたる場合の「次年度以降の前払金」についても、上記2のとおり取扱います。

令和 2 年 4 月 3 日

西日本建設業保証株式会社 御中

共同企業体名	
〇〇・〇〇建設共同企業体	
構成員(代表者)	構成員
〇〇建設株式会社 	〇〇建設株式会社 
構成員	構成員
	

<別記>

- 共同企業体の構成員に対する支払に関する特約条項
(共同企業体の構成員に対する支払金の支払)
- 第1条 当会社は、共同企業体の一構成員(以下「甲」という。)が自己の責に帰すべき事由により、保証契約に係る公共工事の債務を履行しないために発注者がその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで当該共同企業体の他の構成員(以下「乙」という。)にその公共工事を完成することを請求するとともに、その旨を当会社に通知し、乙がこれを完成したときは、甲に対する前払金の額(出来形払がある場合は、甲に対する前払金額に甲に対する出来形払金額を加えた額)から甲が履行した既済部分に対する代価に相当する額を控除した額(出来形払がある場合は、甲に対する前払金額を限度とする。)を限度として、乙が甲に求償することができる金額を甲に代わって乙に対して支払うものとする。(支払金の算定)
- 第2条 前条に規定する支払金の限度額の算定については、次の各号の定めによるものとする。
- 一 甲に対する前払金額は、発注者が当該共同企業体に対して支払った全体の前払金額を共同企業体協定書に定められた甲の出資割合(分担工事の定めのある共同企業体については、甲の分担工事額の割合)により按分した額とする。
 - 二 甲に対する出来形払金額は、発注者が当該共同企業体に対して支払った全体の出来形払金額を共同企業体協定書に定められた甲の出資割合により按分した額(分担工事の定めのある共同企業体については、甲の分担工事の出来形部分に相当する出来形払金額)とする。
 - 三 甲が履行した既済部分に対する代価に相当する金額は、全体の既済部分に相当する請負代金相当額を共同企業体協定書に定められた甲の出資割合により按分した額(分担工事の定めのある共同企業体については、甲の分担工事の既済部分に相当する請負代金相当額)とする。
- (準用規定)
- 第3条 前払金保証約款附則第2条から第16条までの規定は、乙に対する支払金の支払にこれを準用する。
- 2 前項の場合において、附則中「請負者」を「甲」、「工事完成保証人」を「乙」とそれぞれ読み替えるものとする。

●保証会社記入欄 前払金保証契約番号